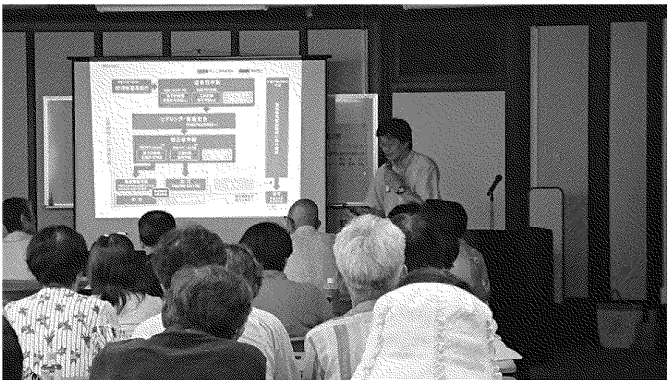


東海第2原発再稼働は認めない！「パブコメ」をだそう！

◆緊急企画 東海第二パブコメ教室を行いました

7月4日原子力規制委員会が、東海第二原発が適合性に合格しているという内容の「審査書案」を示しました。これについて、現在パブリックコメント＝意見が募集されています。

さよなら原発いばらきネットワークは、緊急の取り組みとして、「東海第二パブコメ教室」を企画しました。企画から学習会当日まで1週間ほどしかなく十分な告知ができませんでしたが、メールやSNS、新聞記事などで告知をし、50名近い参加者で会場はいっぱいとなりました。



中心となって企画をたてた川澄敏雄さんより、報告をいただきました。

7月16日の「東海第二パブコメ教室」は、46人の参加者をもって盛況のうちに開催することができました。

参加者のなかには、柏市から参加された女性も含め、私が初めてお見かけする方も、たくさんおられ、活発な討論が行われました。

閉会の頃になって笠間市の男性から、「規制委員会が真面目に読まないのなら出しても意味がないのでは」と言うような否定的な意見も出されました。

ただ、早速、「提出しました」という男性の方から、「むづかしげに思えた『設置変更審査書』が、実は『想定問答集』の類であった事だとして、私の頭の中に整理する事ができました」というメールをいた

だきました。

講師を務めてくださった満田夏花さんは、「規制委は私たちのパブコメを無視する可能性は高い。それでも懸念の声を可視化する公的なプロセスの一つ。ぜひ出そう！」と訴えています。

会の様子は、7月19日の「しんぶん赤旗」にも掲載されました。（※）

なにぬねノンちゃんねるさんが、撮影、YouTubeにUPしていただきました。

① 第I部

東海第二原発の危険性について

阪上武さん（1時間17分）

<https://www.youtube.com/watch?v=QhlayBXcSww>

② 第II部

日本原電の経理的基礎、避難計画問題

満田夏花さん（45分）

<https://www.youtube.com/watch?v=NrhbuMtikU>

※<赤旗記事>

パブリック・コメントに意思示そう

東海第2「適合」で学習会 水戸

（投稿日：2018年7月19日）

原子力規制委員会が日本原電東海第2原発を「適合」判定とした審査書案を了承したことを受け、パブリックコメント（意見公募）についての学習会が7月16日、水戸市内で開かれました。

「さよなら原発いばらきネットワーク」が主催。「原子力規制を監視する市民の会」の阪上武さんと、「国際環境 NGO FoE Japan」で活動する満田夏花さんの2人が講演しました。

阪上さんは「パブリックコメントへの参加で、再稼働反対の意思を示すことができる」と強調。規制庁が原発事故を想定した審査書案を作成していることに触れ、「人命と発電を同列に扱ってよいのか」と批判しました。

満田さんは、東京電力が原電に対し資金援助を表明していることについて「原電は安全対策費の自己調達はできない。原発再稼働のための経理的基礎はない」と断じました。

参加者からは「パブリックコメントに参加する意義は何か」「どんな表現をすれば効果的か」などの質問が相次ぎました。

パブリックコメントは、8月3日まで原子力規制委員会のホームページなどから提出することができます。

(「しんぶん赤旗」首都圏版 2018年7月19日付より転載)



◆お知らせ◆

「東海第二原発再稼働ストップ!! 茨城県大集会」

☆9/1(土)午後1時30分～

- ・会場 駿優教育会館8F 音楽ホール
 - ・参加費無料
 - ・主催；茨城県大集会実行委員会
事務局団体 原発いらないアクション実行委員会
- ※チラシを同封しております。ご参照ください。

【お願い】団体で登録されているみなさまには、ポスターをお送りします。掲示のご協力をお願いいたします。

「パネル&クロストーク 原発か、まちづくりか？ ～東海第二のゆくえと茨城県の再エネ～」

☆8/11(土)午後2時～

- ・会場 水戸生涯学習センター大会議室
 - ・講師
▽小川仙月さん
(脱原発ネットワーク茨城共同代表)
 - ▽鈴木耕太さん(茨城大学大学院)
 - ・資料代 300円
 - ・主催 さよなら原発いばらきネットワーク
- *同封のチラシをご参照ください。

*金曜抗議行動にご参加ください！

☆毎週金曜日 18:00～19:30

- ・茨城県開発公社ビル西側舗道
- ・内容；原発再稼働反対のスピーチ&コールによる街頭アピール行動。鳴り物や音楽も大歓迎です！
- ・主催；原電いばらき抗議アクション

★8/3締切！！

パブコメを集中しましょう！！

*パブリックコメントの募集期間は、8/3までとなっています。上記の動画を参考に、ぜひ意見をお送りください。

*阪上さんが所属する「原子力規制を監視する市民の会」編集の『パブリックコメントのたね』を同封します(当日配布資料です)。意見提出用紙もついておりますのでご利用ください。

規制委員会HPからも送ることができます。また、期間中は一人何回でも意見を出すことができます。

*東海第二原発の再稼働問題に多くの方が関心をもっていること、安全でないと考えていること、再稼働に反対していることを示すことは、プレッシャーとなります。意見をだすことはわたしたちの権利です。ひとりでも多くの方に提出いただけるようお声かけください。

発行；さよなら原発いばらきネットワーク
東茨城郡茨城町谷田部895

TEL029-219-1031/FAX029-219-1032

HP；<https://t2hairo.jimdo.com/>

TWITTER；t2hairo

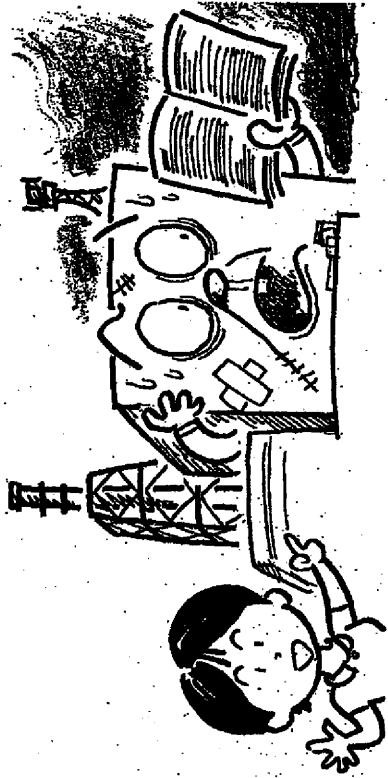
FACEBOOK；さよなら原発いばらき



東海第二原発の再稼働を認める審査書案にノーを

パブリック・コメントを出そう!

原子力規制を監視する市民の会 [2017. 7. 16版]



締切り 8月3日(金)まで

原子力規制委員会は東海第二原発の新規制基準適合性審査において、日本原電の原子炉設置許可変更申請を認める審査書案を提示しました。8月3日を期限にした意見募集(パブリック・コメント)が実施されています。東海第二原発の再稼働を認めないぞ! 審査書案を認めないぞ! との声を集めましょう。イラスト: 高木孝次

パブリック・コメントは、原子力規制委員会や電子政府のサイトから直接出すことができます。

<http://urx.cloud/Lof0>

審査書案/審査の概要 <http://qq2q.biz/l3qd>
 FAX や郵送ですすこともできます。〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木フアーストビル
 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用庁審査部門宛て FAX: 03-5114-2178

東海第二原発審査へのパブコメのタネ

□全般的な意見

- 福島第一原発事故は収束しておらず、検証も終わっていない。福島第一原発と同型で老朽炉である東海第二原発を動かすべきではない。
- 多くの茨城県民が反対しており、周辺の自治体で反対決議もあがっている。96万人を避難させることはできない。
- 再稼働の同意は困難であり、多額のお金を無駄に工事につぎ込む前に廃炉を決めるべき。お金は福島第一原発事故の賠償にあてて欲しい。

□地盤の液状化と防潮壁 (審査書案 P34)

- 原電は当初、原発敷地内で液状化が発生する可能性はない前提で「盛土防潮堤」を採用するつもりでした。審査の過程で規制庁から液状化の可能性について指摘を受け、原電は否定していましたが、最終的に液状化の可能性を認め、地盤改良を行い、支持杭形式の「鉄筋コンクリート防潮壁」を設置する方針としました。
- 地盤改良と防潮壁の設計変更により、閉じ込められた地下水水位が地表近くまで上がるため、廃炉

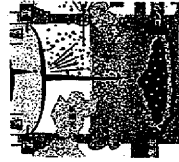
となった東海電所の廃棄物を埋めておく。低レベル放射性廃棄物埋設事業所については、当初は防潮堤の中に含むルートであったものを、埋設事業所周辺を避けるルートに変更されました。

<意見/理由のタネ>

- 液状化が懸念される地盤に原発を立地すべきではない。防潮壁が崩れない保証はない。
- 防潮壁の設計変更により、敷地内に地下水が溜まり、水位を上昇させてしまふことになる。原子炉建屋についても排水ポンプが停止し、地下水水位が地表近くまで上昇し、建屋内に流入するリスクが高まる。福島第一原発事故では、これが大量の汚染水発生の原因となった。集中豪雨の際、敷地内が水浸しになるおそれもある。このような場所に立地すべきではない。
- 低レベル放射性廃棄物埋設事業所の津波対策はまだ明らかでない。放射性廃棄物が流されるようなことはあってはならない。
- 他にも東海再処理工場やそこに設置された高レベル廃液タンクなど周辺には危険物がある。少なくともそれらの津波対策が明らかでないうちに再稼働すべきではない。

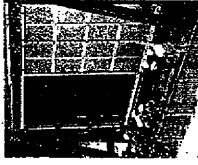
□溶融燃料の水蒸気爆発 (審査書案 P240~)

東海第二原発では、炉心溶融事故が発生し、原子炉圧力容器から溶融燃料が流出した場合、あらかじめ水深1メートルで水張りしたベアスタル部に落とし、水冷することになっています。そこで溶融燃料と水が接触し、水蒸気爆発が生じるおそれがあります。審査書案では、「実験的研究と分析から発生確率は極めて低いと判断されている」としたうえで、「申請者が水蒸気爆発の発生可能性は極めて低いとしていることは妥当」と判断しています。しかし実験の条件を網羅した実験は行われていません。



□プロローアウパトパネルで放射能放出 (P416他)
 プロローアウパトパネルは、原子炉建屋に設置され

た閉鎖状態のことで、炉心溶融事故で発生した水素が建屋に溜まり、水素爆発を起こすことがないよう、水素を逃がすために開く設計になっています。福島第一原発事故では、3号機が水素爆発した際に、2号機の建屋に穴が開き、そこから水素が放出され、水素爆発を逃れました。プロローアウパネルはこれを意図的に行うものです。しかし、2号機の建屋の穴からは、水素とともに大量の放射能が放出され、飯館村などの汚染をもたらしたと言われています。これを開放した際には、放射能の拡散を防ぐために、放水砲で外から水をかけて放射能の拡散を抑制することになっています。



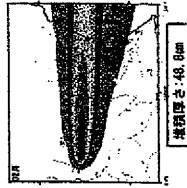
プロローアウパトパネルは、原子炉制御室の作業員を被ばくから守るために、閉止の必要があるときは容易かつ確実に閉止操作ができることが基準規則により要求されています。原電は、地震時にも閉止操作ができることを確認するために、振動台を用いた試験を実施しました。しかし、扉を閉めるためのチェーンが破損し、完全には閉止しませんでした。

<意見/理由のタネ>

- プロローアウパトパネルは、水素だけでなく大量の放射能を意図的に放出させる装置である。放水砲では放射能の拡散を止めることはできない。水素だけを放出するような別の対策を講ずるべき。
- 閉止操作を確認する実験は失敗したのだから、再稼働を許可すべきではない。

□火山灰で原子炉の屋根が揺れる? (P74~77)

東海第二原発に最も大量の火山灰をもたらすのは赤城山の噴火(大規模噴火レベル)によるものです。降灰分布の事例から約23センチ、シミュレーション結果から約49センチとなり、原電は原発敷地における火山灰の設計層厚を50センチとし、規制委はこれを確認し



単位厚さ:48.0mm

ました。火山灰の設計層厚は、10センチ、川内原発でも15センチです。

原電はこの層厚を前提に、荷重やフィルターなどの閉鎖、摩耗や腐食などについて影響評価を行うとしてしています。

工事計画認可の審査の過程で、原子炉建屋の屋根に積もる火山灰の荷重が、最大許容値の97%に迫る箇所があることが明らかになっています。

<意見/理由のタネ>

・ 火山灰の影響評価について、シミュレーション約49センチに対し、設計層厚50センチでは保守性が見込まれていない。さらに大きい値にすべきである。

・ 50センチも火山灰が降る状況では救援も避けるべきでない。このような場所に立地すべきではない。

・ 火山灰が設計層厚の50センチを超えると原子炉建屋の屋根が崩れる危険が生じるのは問題がある。除灰もできず対応しようがない。強度不足ではないか。設計をやり直すべき。

□老朽化が進んでいる

東海第二原発は、2018年11月28日に運転開始40年の寿命を迎えます。再稼働のためには今回パブコメの対象となっている、原子炉設置変更許可に加えて、11月28日までに運転期間延長認可とその前提条件となる工事計画認可を取得しなければなりません。運転期間延長の審査は始まっていて、原子炉の特別点検や劣化評価などが行われていきますが、既にさまざまな問題点が浮き上がっています。このような状況で、再稼働の手続きを進めるわけにはいきません。

※ 運転延長認可審査は今回パブコメの対象ではありませんが老朽化についてもぜひ意見を出しましょう。

◆炉内構造物(シュラウド)のひび割れが進む

炉心シュラウドは原子炉内にあるステンレス製の筒状の構造物ですが、中性子をある値(しきい照射量)以上浴びるとひび割れが進みやすくなります。

原電によると、東海第二原発の炉心シュラウドにしきい照射量を超える箇所がありました。そこで、初期欠陥を想定してひび割れの評価を行いま

した。すると最短で5.2か月でひび割れが基準値を超えるとの結論でした。

シュラウドの点検周期は10年ですが、原電は中性子照射量が多い部分は約4.6年間隔で目視点検を実施するから問題はないとしています。目視点検というのはビデオカメラによる映像の確認ですが、ひび割れを見落とすこともあり、またカメラが入れない箇所もあります。このような状況で再稼働は認められません。

◆原子炉圧力容器の脆性破壊のおそれ

原子炉圧力容器は中性子を浴びると粘りや脆い、脆くなっていきます。脆化した材料が冷水を浴びるなどして温度が下がると、一気に破壊されてしまう恐ろしい現象が脆性破壊です。

原電は、中性子脆化の状況を把握するために、材料の試験片を入れ、ときどき取り出して試験を行っています。また、脆化の予測を立て、脆性破壊を起こす温度が、運転時の温度より低いことを確認しています。

しかし、原電が運転開始時に入れた5つの試験片はあとひとつしか残っていません。40年で終えるつもりでいたことを表しています。予測式は最大で27℃で、最低使用温度である63℃に迫っていますし、そもそも予測式がなくてはならない保証はありません。

□非難燃料ケーブル使うの？(審査書P99)

古い東海第二原発は、「非難燃料ケーブル」が多く使われていました。火災防護基準はこれを「難燃ケーブル」に置き換えることを要求しています。ところが原電は、難燃ケーブルでなければならぬ場所についても、非難燃料ケーブルに「防火シート」を巻いたものを使うとしています。

防火シートで巻く対策では、防火シートを通してケーブルが加熱され、被覆材が炭化分解を始め、条件次第では、火災がケーブルに伝わって拡がり、消火が極めて困難となるといった状況が懸念されます。また、防火シートによって延焼は防げないとしても、被覆材がダメになり、ケーブルの機能が失われ、プラントの状態がわからなくなったり、機器の遠隔制御が不能になったりする可能性があります。火災防護基準に厳格に従うべきです。

□緊急時対策所が免震構造でない(P465~)

事故時の指揮所について、福島第一原発事故では免震重要棟が用いられた。国会に呼ばれた当時の東電清水社長は、福島第一原発に免震重要棟がなかったと考へ、「ぞっとする」と答弁しています。しかし原電は、東海第二原発の事故時の指揮所となる緊急時対策所について、免震構造ではなく、耐震構造にする方針です。

基準規則61条は「基準地震動に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにする」ことを要求しています。緊急時対策所の機能は、「重大事故等に対処するために必要な指示」を行うことです。免震機能は必須です。

□高濃度汚染水対策がない(審査書P413~)

福島第一原発事故における高濃度汚染水は、原子炉の冷却水が溶融燃料に触れ、格納容器下部の破損口から流出して生じた。一部が環境中に漏れ出ました。また、建屋に入り込んだ地下水が混ざることにより、大量の汚染水が生じています。基準規則55条は、格納容器の破損に至った場合等において「工場外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない」としていますが、原電の対策は、格納容器上部が破損し、気体の放射能が放出した場合、それを放水砲で叩き落とすというだけで、高濃度汚染水という形態での放射性物質の放出についての抑制対策はありません。

□日本原電に経理的基礎はない

原子炉設置変更許可の審査には、「経理的基礎」が含まれます。原電は、保有する4つの原発が動いておらず、東電、関電などからの「電気料金の基本料金(電力量ゼロの場合の料金)」でかろうじて破たんを免れています。多額の借金を負っている原電は、東海第二原発を再稼働させるための1,740億円(これでは足りないかも)もありません)の安全対策費を銀行から借りることができませ

んでした。銀行の代わりに東電と東北電が経済的支援の「意向」を表明する文書を提出しました。

それも当初は債務保証でしたが、後に電気料金の前払いが加わりました。銀行が債務保証付きで全額の融資はできないと断ったので、東電が銀行の代わりに資金を差し出すということです。

規制委は、「借入金による調達の見込みがあることを確認した」(申請書の基準への適合について(案))としています。しかしこの支援には、この原発で利益を上げるなどの前提条件がついています。また、巨額の公的資金が注入されている東電が他社の原発を支援することは許されません。被災者への賠償にまわすべきです。

<意見/理由のタネ>

・ 銀行が融資を断った段階で、原電に経理的基礎はないと判断すべき。

・ 東電は、ADRの和解案を断ってまで、被災者への賠償を値切っているのが実情。東電が銀行に代わって資金を差し出すなど、どんなに原電との契約を打ち切り、無駄な基本料金を払うのやめ、被災者の賠償にあてるべき。

・ 原電は、負債が膨らまないうちに、きちんと破綻させるべき

※ 審査対象ですがパブコメの対象から外されています。対象にすべきと要求しながら意見を出しましょう。

□原子炉防災計画の欠如

重大事故を想定した避難計画を含む原子炉防災計画が適切で実効性のあるものかどうかを確認する法的な手続きがなく、審査でも検討の対象となっていないのは重大な欠陥です。

要保護者の避難、安定ヨウ素剤の配布、スクリーニング場所の確保、避難経路の特定など、実効性ある避難計画は立てられていません。96万人を避難させる計画など立てようがありません。住民の被ばくが前提となっています。

※ 審査からも外されていますが意見を出しましょう。

原子力規制を監視する市民の会 <http://kiseikanshi.main.jp/>

〒162-0822 東京都新宿区下宮比町3-12-302 TEL/03-5225-7213/FAX/03-5225-7214

カンパ歓迎! ★金融機関名: ゆうちょ銀行 口座名称: 原子力規制を監視する市民の会

※ ゆうちょ銀行以外から: ○一九(ゼロイチキュウ)店 (019) 当座 0449670

※ ゆうちょ銀行から: 00140-5-449670・加入者払込・払出店: 飯田橋駅東口

原子力規制委員会 宛て

「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	tel fax e-mail
意見提出箇所（記載例：13ページ）	
_____ ページ	

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先、意見提出箇所を必ず明記してください。御意見を十分把握させていただくため、お問い合わせさせていただくこともございますので、連絡先のいずれかを御記入ください。御記入いただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 御意見及びその理由を、意見／理由記入欄に御記入ください。
- ワープロ等を利用して応募される場合は、必ずしも別紙の用紙に記入して頂く必要はありませんが、本記入要領に則して御記入願います。
- 提出用紙の右下に、全体のページ数及びページ番号を振ってください。
(例：1 / 8)

